

食品保健指導士会会報

〔創刊号〕

■発行：平成15年9月1日

■発行所：食品保健指導士会

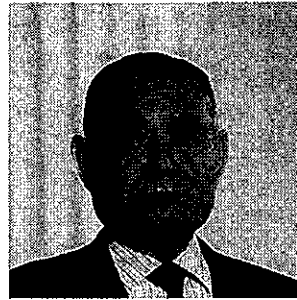
東京都新宿区谷砂土原町2-7-27 TEL. 03-3268-3160 FAX. 03-3268-3373

(財団法人日本健康・栄養食品協会教育研修部内)

会報創刊への祝辞

(財)日本健康・栄養食品協会

理事長 細谷 憲政



食品保健指導士会会報の創刊されたことは、非常に喜ばしいことです。財団法人日本健康・栄養食品協会が食品保健指導者を養成する講習会を発足させたのは、平成一三年一〇月のことです。現在

三二名の食品保健指導士が誕生しております。本年四月、任意団体としての「食品保健指導士会」が発足し、ここにその会報が刊行される運びになりました。

国民栄養調査によりますと、国民の二割は健康補助食品を利用してのことです。自分の健康は自分で守るといふ観点からは、健康補助食品の活用は今後右肩上がりに増大していくものと考えられます。この場合、正しい理解と適正な利用方法が必要になります。

厚生労働省は、「保健機能食品制度」の導入、「保健機能食品等に係るアドバイザー・スタッフの養成に関する基本的考え方について」の公表に続いて、本年、「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会」を発足させ、健康補助食品の定義、安全性、有効性などを検討しております。

食品保健指導士は、このような新しい日進月歩の流れに対応して、活動していくことが必要とされていきます。こうした状況において、食品保健指導士会が会報を刊行して、新しい情報などを全員に知らせたり、また会員同士の連絡を取り合って、国民、消費者に恩恵を与えるように努力されることは誠に望ましいことです。

食品保健指導士は、健康補助食品などについて正しい知識を普及して消費者を保護するとともに、適切な摂取によって健康補助食品の有用性を最大限に発揮させて、生活習慣病の罹患回避、健康度の回復、健康の保持・増進に寄与することです。また、健康補助食品に対する信頼度を高めると同時に、消費者の利益を擁護していくことです。

会報は、食品保健指導士のためにのみ存在するものでなく、消費者の利益擁護に実効をもたらすためのものでなければなりません。食品保健指導士会の会報発刊の目的は、当協会と軌を一にするものですので、その運営には全面的な協力をさせていただきます。

当協会としては、会報は食品保健指導士に対するフォローアップ講習のテキストの一つとして考えさせていただきます。その発刊を心から祝福しております。皆様の努力により、充実した内容を盛り込んで、食品保健指導士の存在と活動が、国民、消費者に貢献すると同時に食品保健指導士として成長していくことを願ってやみません。

◇「食品保健指導士会」幹事会役員ご挨拶◇

会長 杉浦 上太郎

会員の皆様方には、日々ご活躍のこととお喜び申し上げます。

さて、九月一日現在の私たちの同志、食品保健指導士は三五二名となりました。



食品保健指導士が誕生した経緯は、厚生労働省の国民医療費の健全化ニーズへの対応を背景として、高齢社会における消費者が保健機能食品および健康補助食品の適正活用によって、生活習慣病の予防・改善の促進化に寄与すること。その適正活用を具現化するために、専門アドバイザーの養成が必要条件となったこと。(財)日本健康・栄養食品協会の細谷理事長が中心となつて、健康食品アドバイザー制度を構築されたことにあります。

私が本資格を取得した動機は、長年製薬企業で、医療用・一般用医薬品、健康食品のマーケティングと営業職を経験して参りましたが、栄養学に関しての知識が不十分であることを自覚していたからです。日健栄協の第一人者による豪華な講師陣による本講習は、大変有意義で満足いたしました。今までの人生で経験したことがないほど没頭しました。しかし資格を頂戴した時に、広い知識を熟知するには生涯勉強だということを悟りました。さて、折角頂戴した食品保健指導士の資格は、活躍の場を得て、消費者に本当の貢献が

でき社会から評価・認知されてこそ、本当に意味のあるものとなると思います。

しかし、何らかの職業を持つている我々にとりまして、自分一人の力で活躍の場を得て、その職能を発揮することは大変困難なことです。そのような思いから、数名の会員さんと食品保健指導士会の設立を語り合っていた折、日健栄協の絶大なご支援を戴いて、本年三月に食品保健指導士会設立総会が開催され、四月一日付けにて会が誕生いたしました。

浅学非才の私ではありますが、今後は同協会の細谷理事長始め関係各位のご指導を戴き、また多くの会員様とコミュニケーションをさせていただいた上で、会員様個々の資質に合ったご協力を結集して、ダイナミックな活動を展開して参りたいと願っております。

消費者に真の貢献をさせていただく本義的目的において、「会員のための会、会のためのおい」を合言葉にご理解・ご協力を切にお願い申し上げます。

副会長 淀川 都



厚生労働省は、平成二三年四月に新たな食品の制度として保健機能食品制度を創設しました。薬事・食品衛生審議会では、当制度の施行に当り、「保

健機能食品の表示等について」において、国民に対して正しい情報を提供し、自らの選択に委ねるためには、相談機関の充実やアドバイザーの確保が必要である旨の提言を報告書で行ないました。平成二二年度厚生科学特別研究事業として、「保健機能食品に係る指導・相談専門家の育成及び指導・相談体制の整備のあり方に関する調査研究」班(細谷憲政班長)の報告が取りまとめられました。そして、厚生労働省は、平成一四年二月、「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」を示しました。これを受けて、財団法人日本健康・栄養食品協会(細谷憲政理事長)において、日本で最初に養成されたアドバイザースタッフが食品保健指導士です。食品保健士が二五三名を迎えた平成一五年三月二〇日の設立総会を経て、四月一日、財団法人日本健康・栄養食品協会の全面的な支援・援助を受けて、日本で最初のアドバイザースタッフの団体である「食品保健指導士会」が設立されました。

日本では、政府の規制緩和推進計画及び市場開放問題苦情処理推進会議(OTTO)報告に対応して、食薬区分が見なおされ、特定の栄養・非栄養成分を摂取することを目的とした食品が市場に流通しています。コーデックス(FAO/WHO合同食品規格委員会)においても一定の機能を持った食品に栄養強調

表示や健康強調表示が検討されており、米国ではこれらが法制化されています。海外やコーデックスの動向をみてみますと我が国の保健機能食品等の担う役割は、重要度を増して来ることが推測されます。このことから、食品保健指導士の役割がますます重要となり出番が増えてくるでしょう。

幹事 石井 富佐恵



「JHFAフォーラム」誌上で、杉浦会長とご一緒に対談した折、食品保健指導士の会を作つて勉強したいですね、と話したのが縁で幹事の大役をおおせつ

かることになりました。こんなおぼさんが会の立ち上げに何かお役に立てるのか不安でしたが、経験豊富な会長、副会長さんはじめ、諸先生方にお導き戴きながら勉強させていただいています。

食品保健指導士の資格を今後どのような社会に役立て、認知してもらえるかは、私たち一人一人の活動がとても重要になってきますが、それを組織的にサポートし、具現化していく上で食品保健指導士会が大きな役割を担っていくことはいまでもありません。

健康食品が消費者に正しく理解され、健康に役立つことを願って、主婦の目、消費者の目から会の運営にお役に立てればと思っております。よろしくお願ひいたします

幹事 大場 泉



ふとしたご縁で、食品保健指導士会の幹事を務めさせていただいております。管理栄養士の大場です。私は、主にフリーで活動していま

すが、その中のひとつに、専門学校の非常勤講師があります。専門学校四校の共通教養科目で、「健康と食事」と、保育士養成コースで「小児栄養」を担当しています。保育科の学生に、子供の食事のことを話していて、栄養士にとっては当たり前の常識となつている『一歳になるまで、はちみつを与えてはいけないということなど』も、大多数の学生は全く知りません。また、「健康と食事」の授業においても、栄養素によつては、摂りすぎで、健康被害があるものもあると話すときも、健康被害があるものもあると話すときも、私たちがの常識は、一般人の常識ではないのだということを感じています。学生と一般消費者の知識レベルは、異なるかもしれませんが、正しい栄養・健康情報を啓蒙する必要があると感じています。世の中には、色々な商品、様々の情報が溢れています。その中で、自分を見失わずに、取捨選択することは難しいのが現状です。これから更に研鑽を積み、多くの方々のお役に立てることができればと思っております。食品保健指導士の皆様と一緒に、少しずつでも前進できるように頑張っていきたいと思つ

ております。どうぞ、みなさま、宜しくお願ひ致します。

幹事 大沼 弘幸



はじめまして。幹事の一入として私の略歴を通して食品保健指導士会の活動目標を少しご紹介できたらと思ひます。

私は小・中・高・大学とサッカーが生活の中心でした。そして卒業後はスポーツ医学の道を選び、その当時世間で騒がれているほど専門の道は開けてなく、ヨーロッパに結果的に約四年間遊学してみることにになりました。その世界は多岐に渡るもので未熟な自分を思い知らされるばかりでしたが、スポーツの基本は、まずは楽しむことが誰かが疑わないと思ひます。競技等のグループによつてはハードなトレーニングを必要とし、同時に健康を維持・増進していくためには栄養面での適切な配慮が不可欠であることを学びました。これはスポーツ人だけでなく、病人や不適切な食生活の人にも同じであり、そしてそれはまだまだ未知なことだらけです。これから皆さんと一緒に勉強して、保健食品だけにとどまらず指導活動を通して人類の幸福の一躍を担っていききたいと思ひます。

今後ともよろしくお願ひの程申し上げます。

幹事 川村 國雄



「ああ疲れた...」血糖値はどうだった」数人が集った時の会話です。体調の話から、いつの間にか病気に自慢へと変化しています。

少し耳を傾けていると仕事から来るストレスや日常の生活が多くの要因となつている様子がわかります。誰もが健康で長寿を願うのも当然であり、食生活の不足を満たすためサプリメントを必要とします。

私の少ない体験から述べさせて戴きますと朝食抜きで登校して来る児童が多く見られました。とくに月曜日の全校集会は、子供達は教師の話に集中できず「アクビ」の連続でした。ましてや一校時の体育は惨たるもので動きの激しい課題を達成するのは困難でした。社会情勢においてもどの業種も長時間労働を強いられ保護者も大変苦労している時期でもありました。子供等への食事の準備はより簡単になり、一杯の牛乳で登校を行った事もよく見られました。子供達は全体に落ち着きがなく物事へ取り組む気構えが不足がちでありました。根気強さや思考力も浅くなり学力の低下ひいては体力の低下を招く重大原因でありました。ことあるごとに保護者と連絡を蜜にし改善を図つたものでした。この体験も食品保健指導士取得のキッカケとなつた一つでもあります。

さて杉浦会長のもと数回の幹事会に出席し

サプリメントの世界的動向や我が国の保健施策方針を見聞していると、自己の認識の甘さが目立ち更なる研鑽を積まねばと思つて居るので、全国で活躍されている皆様の確実な歩みを見聞し力強く歩む覚悟です。この会の益々の発展を望み会員のご協力とご支援をお願い申し上げます。

幹事 吉田 智

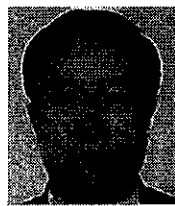


情報伝達技術の発達は、誰でも容易に多量の情報を入手することを可能にしました。しかし、その弊害として情報の氾濫を招き、正しいものを選択することを困難にしました。本資格取得者は混沌とする情報を整理し、迅速且つ正確に消費者に伝達する社会的役割を担っております。まだまだ本資格の知名度は低く「食品保健指導士になると、どんなメリットがあるのか、何をしてくれるのか」と問われることが多々あります。しかし、三年後、五年後には健康食品に関する情報提供者として社会的地位・役割を確立し、社会貢献できる資格・団体にしていきたいと考えております。微力ではありますが、皆様のご期待に応えるべく幹事としての任務を果たしていきたいと思つています。また本会の発展には会員皆様のお力添えなしでは実現不可能といえます。是非、皆様のご協力の程よろしくお願い申し上げます。

会報発刊の祝辞

(財) 日本健康・栄養食品協会

教育研修部 部長 尾辻 暢



食品保健指導士会会報が発刊されることとなり誠に喜ばしく、お祝い申し上げます。

任意団体の食品保健指導士会が社会的に高い評価を得る上で団体の機関誌である会報の発行は大変有意義なことと考えます。会報は、会員の皆様方に食品保健指導士としての日常の活動に資する種々の情報を提供し、食品保健指導士個々の資質を更に高めることにより、一般消費者の健康補助食品の選択に対して正確で詳細な情報に基づく有効なアドバイスが行われることを期待しているものであります。また、会報の発行は、会員同士の情報交換、親睦を図る場としても活用されることにより、会員間の連携が強まり、健康補助食品業界における食品保健指導士会の地歩を強固なものとするものと期待しております。

当教育研修部は、現在、貴会の事務局的役割を担っており、貴会の活動を積極的に支援して居るところですが、今後、会報の発行につきましても関係情報類の提供等より良い会報作りのために全面的に協力していく所存でおりますのでよろしくお願いいたします。

行政情報

●厚生労働省「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会」ヒアリングを終了

厚生労働省医薬食品局の標記検討会は七月五日の会合で、「健康食品」の制度のあり方などについて、関係団体からのヒアリングを終えました。事務局（厚生労働省）はヒアリングを踏まえ、九月三日（水）の第七回検討会で論点を整理し、議論を本格化させることとしています。ヒアリングは通算五回行われ、参加団体は（財）日本健康・栄養食品協会、（社）日本医師会、（社）日本薬剤師会、（社）日本栄養士会、食品保健指導士会等計二三団体に上りました。なお、事務局に寄せられたパブリックコメントは四五件でした。

食品保健指導士会としての意見陳述（参考人 大沼弘幸幹事）は七月一日（火）第六回検討会において、（財）食品産業センター、（社）日本通信販売協会、日本機能性食品医科学会、日本流動食協会、NPO蜂医研究会の六団体と共に厚生労働省専用第二二会議室において行われました。

「健康食品」に対する考え方は団体の立場により大きな差異が見受けられます。健康づくりへの有効性に関しても、賛否は分かれています。

食品保健指導士会は、消費者の立場にたち、「健康食品」が、国民の健康づくりに大きく

寄与し、有効性があることとし、しいては医療費の削減に貢献していることを明確にしています。そして、保健機能食品等の「健康食品」と称する食品にかかる、新しい法律の制定を提言しました。「食品保健指導士会の意見内容は本誌10〜11ページをご覧ください。団体の意見内容は厚生労働省のホームページで見ることができます。」

参考：厚生労働省は平成一五年四月二三日、「健康食品」と称される食品について、国民の健康づくりにおける役割を明らかにし、今後の制度のあり方について検討する、健康局長及び医薬局長、現医薬食品局長（食品保健部長、現食品安全部長）の私的懇談会として「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会」を設置しました。今年一二月を目途に提言を取りまとめる予定です。

「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会メンバー▽木村豊彦（東京都健康局参事）▽会田幸広（国立医薬品食品衛生研究所生薬部長）▽座長 田中平三（独立行政法人国立健康・栄養研究所理事）▽橋詰直孝（東邦大学医学部教授）▽松本恒雄（一橋大学大学院法学研究科教授）▽南砂（読売新聞社編集局解説部次長）

●健康増進法一部改正・食品衛生法等一部改正 平成一五年八月二十九日から施行

政府は八月一日、健康増進法一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令と食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を

定める政令、食品衛生法等一部改正の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令を公布し、施行日は八月二十九日からとしています。

・健康増進法の一部改正

健康の保持増進の効果等についての虚偽又は誇大な広告等の表示は禁止されます。

〔虚偽誇大広告等の禁止〕

健康増進法第三二条の二、三関係

食品として販売されている物について、健康の保持増進の効果等に関し、①著しく事実と相違する。②著しく人を誤認させるような広告等の表示をしてはならない。

表示（広告）違反↓勧告↓命令↓罰則（六月以下以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金）

・食品衛生法等の一部改正は「食品衛生法の改正」としと畜場法及び食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査法」からなっています。

このうち、今回実施される食品衛生法の改正内容は、①法の目的及び国等の責務、②規格・基準、③監視・検査体制、④食中毒等飲食に起因する事故への対応の強化、⑤罰則の強化、からなっています。

と畜場等の関係は、①法の目的及び国等の責務、②と畜場等における衛生管理及び検査体制の充実、などです。

●食品安全基本法、平成一五年七月一日施行・食品安全委員会発足

食品安全基本法が七月一日に施行され、これに伴い、食品健康影響評価（リスク評価）

を行う「食品安全委員会」が発足しました。国民の健康保護を最も重要とする新たな食品安全行政の要となる第三者機関です。

同委員会は毎週一回開催し、必要に応じて臨時に開催。事務局は内閣府に置かれています。委員は七名の学識経験者、うち四名は常勤、三名は非常勤となっています。

「食品安全委員会委員」

「常勤」▽小泉直子（元兵庫医科大学教授）

▽寺尾允男（元財団書協協会会長）▽寺田雅昭（元財団先端医療振興財団副理事長）

▽見上彪（元日本大学教授）「非常勤」▽坂本元子（和洋女子大学教授）▽中村靖彦（明治大学客員教授）▽本間清一（お茶の水女子大学教授）

「食品保健指導士」アンケート調査

先日、皆様にご送付させていただきましたアンケートは、二五二人中一五七名の回答をいただきました。お忙しい中、どうもありがとうございます。おかげさまで、食品保健指導士の皆様の現状と希望することの方向性が明らかにになりました。ここにアンケートを集計致しました結果を報告させていただきます。

「食品保健指導士を取得された目的は何か」という問いに対して、「スキルアップのため」と答えられた方が、一五七名中一三六名で、全体の八六・六％でした。次に多かったのが、

「講義の内容に関心があった」という回答で、七八名で四八・四％となっています。

「資格を取得してから利用していますか」という問いに対しては、「利用していません」と答えられた方が、八三名と全体の五二・九％となっており、まだまだこの資格に対する利用度の低さが浮きあがってきています。それでも、「利用している」と回答された方も、二五名いらっしゃり、これからの希望に繋がります。

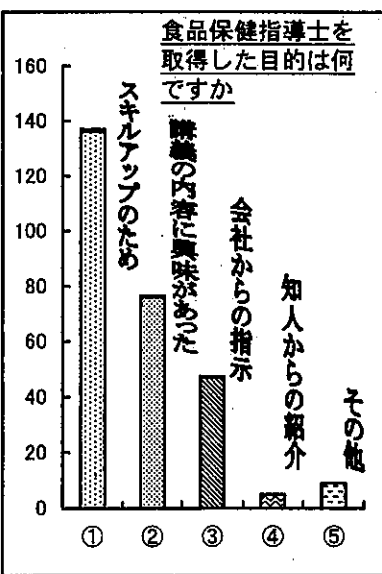
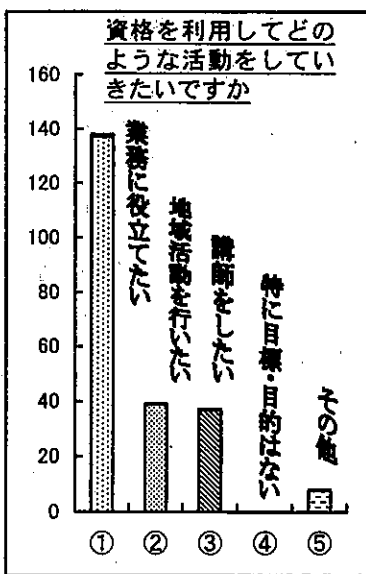
「今後、この資格を利用してどのような活動をしていきたいか」との問いに対して、一番多かったのは、「業務に役に立てたい」と答えられた方が一三七名で全体の八七・三％となっています。ついで多かったのが、「地域活動を行いたい」の二四・八％、「講師をしたい」の二三・六％となっています。地域活動もある意味、講師をすることを含んでいると考えられ、この二つには共通する所があるのではないかと推察されます。この二つを合計すると、約五〇％となり、多くの方が講師活動を希望していることが分かります。

「どのようなことに興味・関心があるか」との問いに対しては、「いわゆる健康食品情報」が七五・二％、「医薬品と食品の相互作用」が七三・二％とダントツを抜いて高くなっており、皆様のこれらのご関心の高さが覗えます。また、「行政の動向」、「保健機能食品」、「関連法規」についても五〇％以上の回答が得られています。

「今後どのようなことを望みますか」という問いに対しては、「定期的な情報発信」が八

四・七％、「補講の実施」が七五・二％と非常に高く、ついで多いのは「認知度を高めて欲しい」の五〇・三％でした。半数以上の皆様が認知度アップを望んでいることが明らかになりました。

「希望する連絡方法」としては、「郵送」を希望される方が、八七・三％と非常に多く、次いで、「Eメール」が五九・二％でした。食品保健指導士会では、この皆様のご希望に添えるような活動を行っていきたくと考えています。



食品保健指導士会活動状況

●第一回幹事会

- ▽平成一五年四月一七日(木)
- ▽於・(財)日本健康・栄養食品協会二F
- ▽出席幹事／杉浦会長、淀川副会長、石井・大場・川村・吉田幹事(六名)
- ▽オブザーバー／日健栄協：細谷理事長、高鳥教育研修部長(二名)
- ▽挨拶等／杉浦食品保健指導士会会長の開会の挨拶に次いで、日健栄協：細谷理事長にご挨拶と激励をいただく。更に各幹事の自己紹介をする。
- ▽議題一・会員数の確認／当日付けの健康食品保健指導士会の会員数は二五三名であることを高鳥部長のご発言によって確認する。
- ▽議題二・会員ニーズの把握・アンケート調査実施の件／適切な活動方針を策定するために、会員諸氏の活動実態、会活動のニーズ等の把握が重要。そのためにアンケート調査を実施したい旨杉浦会長より提案があり、満場一致で可決。
- ▽議題三・会報発行の件／幹事会の活動情報や会員間相互の情報交換の場として、会報が不可欠である旨杉浦会長から提案があり可決した。具体的内容の討議は次回幹事会とした。
- ▽議題四・幹事会開催の件／必要時にタイ

ムリーに開催することで衆議一致。

- ▽臨時議題一・消費者対象健康食品調査の件／日健栄協、古賀総務部員より、厚生労働省の要請による栄養機能食品、特定保健用食品、健康補助食品の調査を同協会が実施することになった。調査実施に当たって食品保健指導士の協力を得たい旨の要望があった。満場一致で協力することを可決。

- ▽臨時議題二・日健栄協出展催事への食品保健指導士派遣の件／同協会、栗原教育研修部員より、五月一四〜一五日「機能性食品展二〇〇三」と、六月一〜一三日「ヘルスフードエキスポ二〇〇三」に同協会が出展するので、本会に対し食品保健指導士に関する質疑応答等の対応協力を得たい旨要請があった。満場一致で協力することを可決し、全幹事がスケジュールを決定した。また不足人員については後日、食品保健指導士の成田幸恵さんと岡村澄子さんにご協力いただくことを決定した。

●第二回幹事会

- ▽平成一五年五月二三日(火)
- ▽於・(財)日本健康・栄養食品協会二F
- ▽出席幹事／杉浦会長、淀川副会長、石井・大場・大沼・川村・吉田幹事(七名)
- ▽オブザーバー／日健栄協：高鳥教育研修部長(一名)
- ▽議題一・健康食品に関する検討会(厚生

労働省)ヒアリングについて／吉田幹事より、第一回目の同検討会での傍聴状況について発表がなされた。また淀川副会長からは、第二回目の同検討会における情況説明がなされた。種々討議の結果、極めて重要な健康食品の法制化の前段活動とする同検討会に対し、本会も日健栄協と論調の一致を考慮した申請書を提出して、ヒアリング出席を図ることを満場一致で可決した。ヒアリング申請書の作成は淀川副会長が担当することになった。またヒアリングが実現することになった場合は、淀川副会長と大沼幹事が対応することを満場一致で可決した。

- ▽議題二・NPO申請の件／淀川副会長より、本会の公益性からNPO化の提案がなされた。幹事会としては賛成の方向だが、実施時期や、会員の意見も得なければならぬとして、継続検討とした。
- ▽議題三・会報誌の件／杉浦会長より会報誌の見本が提示され、編集コンセプトと季刊とすることが提案され、満場一致で可決された

報告／日健栄協：高鳥教育研修部長より、過日香川県消費者センターの依頼によって食品指導士を派遣し、同センターより講演が好評であったとの感謝の連絡を受けた。奄美大島からも同様の依頼があり九州の指導士に派遣を要請した。COD EXがステップ八になった等の報告がなされた

- ▽その他／会議後、アンケート調査票の封

簡詰めを行った。

● 第三回幹事会

- ▽ 平成一五年六月二十四日(火)
- ▽ 於・(財) 日本健康・栄養食品協会二F
- ▽ 出席幹事/杉浦会長、淀川副会長、石井・大場・大沼・川村幹事(六名)
- ▽ オブザーバー/日健康協・高鳥教育研修部長(二名)
- ▽ 議題一・健康食品に係る制度のあり方に関する検討会(厚生労働省)ヒアリングへの対応について/杉浦会長から淀川副会長の作成されたヒアリング申請書が採用され、第六回検討会にヒアリング出席が決定したこと、また淀川副会長からは申請書の内容について概要説明がなされた。参考人を大沼幹事、随行者に淀川副会長にお願いすることとなった。
- ▽ 議題二・アンケート調査結果の件/大場幹事より集計の途中経過発表がなされた。集計作業が終了次第、各幹事に資料送付することとした。
- ▽ 会報誌の件/杉浦会長より、会報誌創刊号の具体的編集内容の提案と九月一日発行とする提案がなされ、満場一致で可決された。編集委員は、当面杉浦会長、石井・大場幹事の三名で対応することも決定した。印刷内容、費用については事前に日健康協教育研修部と打ち合わせる。NPO化の件/杉浦会長から、幹事の勉強用として公益法人に関する資料が配布

された。今後杉浦会長が淀川副会長と相談しながら叩き台を作成することを可決した。

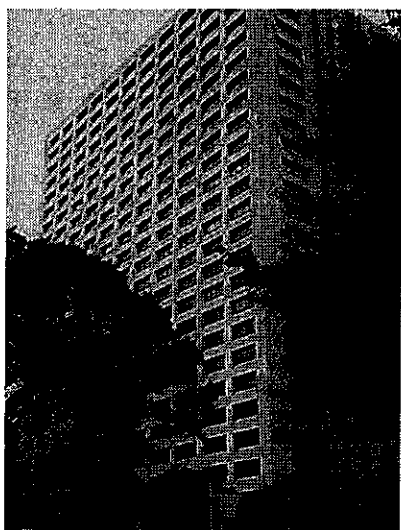
- ▽ 報告/日健康協・高鳥教育研修部長より、先月奄美大島への食品保健指導士の派遣を九州の方にお願ひしたと報告したが、その方の都合が悪くなり、大坂の方に折衝中との報告がなされた。

● 第四回幹事会

- ▽ 平成一五年七月二二日(火)
- ▽ 於・(財) 日本健康・栄養食品協会二F
- ▽ 出席幹事/杉浦会長、淀川副会長、大場幹事(三名)
- ▽ オブザーバー/日健康協・尾辻教育研修部長(二名)
- ▽ 議題一・健康食品に係る制度のあり方に関する検討会の件(厚生労働省)ヒアリング出席報告/淀川副会長より、七月十五日に行われた同検討会において、本会が他五団体と共に意見を述べた経緯を発表した。次いで杉浦会長が状況把握の目的で作成した各団体の論旨分析資料の配布がなされた。
- ▽ 議題二・アンケート調査結果の件/送付数二五二名中、一五七名より回答を得た。アンケート集計の具体的内容の発表がなされた(詳細は六頁別掲記事参照)。
- ▽ 議題三・平成一五年度活動方針の件/杉浦会長より具体的方針が提案され、協議の結果、別掲の内容で可決された(出席幹

事が議決定数に満たなかったため、欠席幹事には後日連絡をし、全員の賛同を得た)。

- ▽ 議題四・会報誌の件/杉浦会長より、全幹事に原稿提出の要請がなされた。
- ▽ その他/尾辻教育研修部長より、日健康協が発行する指導士通信との差別化について質問。杉浦会長より会報誌は、写真等ビジュアル的要素を加味し、会員相互の親しみやすいコミュニケーションを主眼とするものと回答し了解を得る。
- ▽ 議題五・補講の実施について/杉浦会長より、尾辻教育研修部長に対し、アンケートの結果、補講の実施について会員のニーズが高いため、具体的な検討を進めていただくよう要望する。淀川副会長からも食品衛生法や健康増進法の一部改正についての日健康協主催の講習会に会員が出席できるようにしてほしいと要請した。尾辻部長は、同協会において早急に検討し回答することを了承された。



ヒアリング実施の厚生省庁舎ビル 7/15

平成 15 年度食品保健指導士会<活動方針>

＝期間：平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日＝

1. 会報の発行

(目的)

- ①幹事会の活動報告
- ②健康食品に関する学術情報の提供
- ③会員の活動状況紹介
- ④会員間相互のコミュニケーション

(発行)

- ①季刊(9・12・3・6 月発行)
- ②該当月に、(財)日本健康・栄養食品協会より、同協会発行の「指導士通信」と同送

2. 補講の実施

(目的)

- ①食品保健指導士の資格取得後の知識の充足を図る
- ②食品保健指導士の資格取得後のスキルアップを図る

(手段)

具体的内容は、(財)日本健康・栄養食品協会と協議、決定する

3. 社会活動の実践

(目的)

- ①自治体が開催する催事への協力活動
- ②公益団体が開催する催事への協力活動
- ③(財)日本健康・栄養食品協会が開催する催事への協力活動
- ④出版物、TV等マスコミへの協力活動
- ⑤その他

4. 「厚生労働省／健康食品に係わる制度のあり方に関する検討会」への対応活動

5. NPO 化の検討

(目的)

- ①食品保健指導士会の自主独立を目指す
- ②活動基盤ポテンシャルの確立
- ③社会的信用の確立

6. 幹事会の開催

- ①原則的に月例開催とする
- ②(財)日本健康・栄養食品協会内の施設内にて実施

「健康食品に係る制度のあり方に関する検討会ヒアリング申請書」

- 団体の名称 食品保健指導士会
- 代表者の氏名 杉浦上太郎
- 団体の概要

厚生労働省は、平成14年2月、「保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について」を示しました。これを受けて、財団法人日本健康・栄養食品協会（細谷憲政理事長）において養成されたアドバイザースタッフが、食品保健指導士であり、食品保健指導士の団体が当会です。

食品保健指導士会の設立は、平成15年3月20日です。

〔目的〕

保健機能食品等に関する

- (1) 食品保健指導士の知識・技能の向上を図る。
- (2) 情報の収集と会員に対する普及啓蒙を図る。
- (3) 食品保健指導士相互の親睦を図る。

このことにより、一般消費者を保護し、もって国民の健康の保持・増進に貢献することを目的とする。

〔組織構成〕

会員数 253名（平成15年4月1日現在）

居住地 33都府県

資格等 学位（博士）6名、公的資格 137名 管理栄養士、薬剤師、看護師、臨床検査技師、歯科医師、医師、一級建築士、国家統計管理士等

〔事業又は活動の内容〕

平成15年5月1日現在の活動状況

- ・ 地方自治体及び消費者センター主催講演会へ講師を派遣（3箇所3人）
- ・ 地方自治体・消費者センター・団体・企業が主催するイベントの相談コーナーへ派遣（1箇所2人）

- 健康食品に係る制度のあり方に関する意見内容

検討課題

- 1 国民の健康づくりにおける「健康食品」の役割をどう位置づけるか。

「医薬品—現行制度に基づく保健機能食品—いわゆる健康食品—一般食品」の体系のあり方

〔意見等〕

健康食品産業は、1兆円産業といわれており、その市場は、右肩上がりに成長しており、低迷する我が国経済を、健康食品のみが必死で支えている現実があることを、先ずもって明確にしたいと思えます。また、厚生労働省の「平成13年国民栄養調査結果」によれば、「ビタミン・ミネラルサプリメント摂取状況調査」で、国民の2割の者に普段からサプリメントが利用されていることが判明しています。

こうしたことは、健康食品が、国民に広く支持され、定着しつつあることの表れといえます。このように、健康食品が、国民の健康の保持・増進に寄与していることは、医学、栄養学の面から見ても疑いのない事実であり、このことは、米国をはじめ先進諸国における活用実態が如実に示しております。

現在、行政の喫緊の課題とされている「医療費削減」問題に対する根本的解決策は、「国民の健康づくり」において他にありません。健康食品の持つ機能・有用性がこの問題に大きく貢献することは間違いありません。今後、健康食品の果たす割合がますます大きくなるであろうことも容易に予想できます。

このような状況にあるにもかかわらず、現在の食品に関する諸制度は、複雑で専門家にも理解し難く、異次元の世界を思わせるものがあります。これは、「第1回健康食品に係る制度のあり方に関する検討会」における資料2の14ページ「保健機能食品の法令上の位置づけ」に図示されているように、種々の制度を継ぎ足したことによる絡み合い、重なり合いが生じたためと考えられます。

これらのことから、私共が切望することは、健康食品を有効活用するための、一般消費者の理解が容易な、体系化された教育と、消費者に安全な食品を提供するための、新しい法律の制定であります。

新しい法律制定への提案

〔制定の目的〕

（次ページへ続く）

食品が持つ機能・有用性を消費者に明確に示すことにより、消費者自らが、食品を通じて健康の維持増進を図ること。一方製造者は一般消費者に対して、安全な食品を提供する義務を負うことを目的とする。

〔食品分野〕

- ・ 保健機能食品（現行の特定保健用食品）—健康強調表示（個別許可型）
- ・ 健康補助食品（現行の栄養機能食品+いわゆる健康食品）—栄養強調表示（規格基準型）
- ・ 一般食品—栄養成分表示—栄養表示基準

〔製造者〕

保健機能食品及び健康補助食品の製造者には、食品のGMP（Good Manufacturing Practice）を義務付ける。

〔販売者〕

保健機能食品及び健康補助食品の販売者には、虚偽・誇大な説明を禁止し、利用者の立場にたった説明を義務づける。

〔体系〕

「医薬品—保健機能食品—健康補助食品—一般食品」

以上、食品を機能別に3分野に分類し、それぞれの食品の定義を定め、栄養表示基準制度を整備し、新しく制定する法律に取り込みます。（現在は、健康増進法第31条等において定められています。）

健康増進法を基盤とする「健康日本21」の栄養・食生活部門に、新しく制定する法律による、食品の教育方法を加えます。

このことにより、あらゆる職域において、新しく制定する法律を徹底し、上記3分野の食品が国民の健康づくりのために、寄与することが期待できます。

- 2 「健康食品」の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能しているか。「健康食品」の安全性・有用性の確保、消費者に対する適切な情報提供、利用者の期待に応える「健康食品」はどうあるべきか。

〔意見等〕

大多数の健康食品の利用・製造・流通の実態は、国民の健康づくりに有効に機能していることと思料されます。日本国民が世界一の長寿となっている要因の中に健康食品の貢献もあることと思われます。

残念ながら、現行の薬事法の解釈・運用が厳しいため、製造・販売分野においては、ぎりぎりのところで法の網を脱法的にクリアして、消費者に情報を伝えようとする試行錯誤が重ねられ、その結果、消費者が本当に必要とする情報は欠落しわけのわからない表示や表現になっているものも多く見られます。

そのため、消費者にとっても医療従事者や専門学識者等にとっても、一体それが何であるのか、判断することが難しい食品が流通している現実があります。

しかし、これらにおいても「健康食品」が悪いのではなく、それらを取り巻く人間のモラルの問題であります。

したがって、ここにおいても1に示した、新しく制定する法律によって、消費者の期待に応える「健康食品」を提供するシステムを構築することが重要と考えます。

- 3 (1) 及び (2) を踏まえ、行政、関係業界、消費者の果たすべき役割、制度はどうあるべきか。

〔意見等〕

ハードとしての政策ばかりではなく、人材育成や情報提供といったソフト面の充実を望みます。関係業界においては、地道な研究や誠意ある販売方法、情報提供が必要と考えられます。消費者は、正確な情報を常に見分けられる能力を養うことが重要と思います。

他方、例えば、健康食品が健康保険制度の適用外とされているため、医療の現場において、医師が健康食品を活用しようとしても、患者の治療費負担軽減のために利用を、躊躇するといった現実もあります。

このようなことは、例えば、健康食品が原因と疑われる健康トラブルの相談を 保健所が受け付けられない場合がある、というように、他の面でも存在します。

したがって、こうした面での規制を緩和し、健康食品を利用しやすくするための制度面の改革、環境整備が必要と考えます。

(完)

●「食品保健指導士」名刺の標準記載法

食品保健指導士会会員の名刺の記載方法について多数の会員よりご質問を受けております。(財)日本健康・栄養食品協会のご指導の

財団法人日本健康・栄養食品協会認定
食品保健指導士

食品保健指導士会 会員

日健 栄太郎

〒162-0842東京都新宿区谷砂土原町2-7-27
Tel03-3268-3160 Fax03-3268-3373
E-mail :

(和文)

(英文)

Certified Food Quality Adviser
[Japan Health Food and Nutrition Food Association]

Member
Food Quality Adviser Organization

EITARO NIKKEN

2-7-27, Yasadosahara-machi, Shinjyuku-ku, Tokyo
162-0842, Japan. Tel03-3268-3160 Fax03-3268-3373
E-mail:



杉浦会長 7/15 応援に駆けつけた



大沼幹事、淀川副会長(大沼幹事後方)の開会を待つ

基、上図の書式を食品保健指導士の名刺の標準記載方法といたします。書体・文字の大きさにについては任意といたします。また会社等別組織の名刺に併記する場合は「食品保健指導士」のみの表記でも問題ありません。

☆編集後記☆

- ▽ 食品保健指導士の連帯に必須の会報誌の創刊号が日健栄協の協力も得て、不十分ながら発行することができたことは、幹事会全員の喜びです。会報は全員で作るもの。活動報告や要望等積極的な寄稿を切望します。
- ▽ 食品保健指導士は、栄養学、薬理学、病理学、関係法規、医療行政、代替医療、保健機能食品・日健栄協認定健康補助食品の内容の熟知等幅広い知識を必要とし、個人的研鑽が必要。一般消費者への対応は、全人格をもって当たらねばならない。人格を磨く努力も不可欠であります。
- ▽ 分からないことは、絶対に即答しない勇気も必要。後日調べて誠意ある回答をすることが肝要です。
- ▽ 自分の指導マニュアルを作成し、日健栄協教育研修部のチェックを得る対応で万全となります。
- ▽ 最近、また健康食品の不祥事発生。血糖値が下がるとして、なんと医療用医薬品の経口血糖降下剤「グリベク」が配合されておりました。現実的に低血糖障害が起きました。忸怩たる思い一杯です。
- ▽ 今、最も社会的必要度の高い職能が食品保健指導士。誇りをもって精一杯頑張らしましょう。

(杉風記)